

下 総 第 1 6 2 6 号
令和3年(2021年)12月21日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

行政監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年4月1日付け監査報告第8号により提出のありました行政監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

[指摘事項]

(1) 行旅死亡人遺留金について

行旅死亡人遺留金の取扱いでは、次のような法令や本市の諸規程に違反する不適切な事務処理が行われていた。

- ア 警察等から遺留金を受領した際に、金銭出納帳に収納額として記入していない。
- イ 受領した遺留金を公金口座に振り込まず、担当課の手提げ金庫で保管している。
- ウ 行旅死亡人の葬祭を行う際に、一定額以上の遺留金（葬祭の費用を賄える額で、十数万円）があった行旅死亡人の場合は、予算執行に係る事務処理を行わず、遺留金を支払いの資金として、担当課の職員が葬祭業者に業務を依頼している。
- エ 口座振替によらず、金庫のなかの遺留金から現金を手渡す方法で代金を支払っている。
- オ 葬祭の後に遺留金の残額があった場合は、引き続き金庫で保管している。

これらの不適切な事務処理に対し、適切な事務処理は次のとおりとなる。

- ア 警察等から遺留金を受領した際に、金銭出納帳に収納額として記入する。
- イ 受領した遺留金を公金口座に振り込み、金銭出納帳に払込額として記入する。
- ウ 行旅死亡人の葬祭を行う際は、予算執行に係る事務処理を行い、業者を決定する。
- エ 歳計現金（一般会計予算）から、口座振替により代金を支払う。
- オ 公金口座の歳入歳出外現金から葬祭の費用に相当する額を払い出し、歳計現金の歳入に充当する。葬祭の後に遺留金の残額があった場合は、引き続き公金口座で保管する。

公金口座に保管されていれば、適正な手続きによらなければ支出ができないため、行旅死亡人遺留金における不適切な事務処理は、主に受領した遺留金を公金口座に振り込まないことが原因である。適切に保管のうえ、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

- ア 下関市会計規則並びに各種会計管理者及び出納室長通知等に基づき、

従前より金庫に保管していた遺留金及び、令和2年4月1日以降、新規に警察等から受領した遺留金を、当該現金取扱専用として新たに準備した金銭出納帳に、収納額として記入している。

イ 令和2年4月24日に、金庫で保管していた遺留金658,149円を公金口座（歳入歳出外現金）に振り込み、上述した金銭出納帳に払込額として記入した。これにより、金庫保管の遺留現金はない状態である。

ウ 再発を防止するため、遺留金の取り扱いを「行旅死亡人の遺留金の取り扱いについて」として、事務の流れのフロー図を作成し、事務の取扱方法及び歳出と歳入の区分を明確化した。これにより、行旅死亡人等の葬祭を行う際は、担当を問わず一律の対応ができるようになった。

エ 上述した取扱フロー図に基づいた、予算執行に係る事務処理により、業者を決定することとし、葬祭費を業者へ支払う際は、歳計現金（一般会計予算）から、口座振替により代金を支払うこととした。

オ 令和2年4月16日取り扱いの事案より、実際の葬祭執行に要した費用に相当する額を、公金口座（歳入歳出外現金）から公金振替によって歳計現金（一般会計予算）の歳入に充当し、葬祭後に遺留金の残額がある場合は、引き続き、金銭出納帳及び公金口座（歳入歳出外現金）により取り扱っている。

[指摘事項]

(2) 市営住宅敷金について

市営住宅敷金に、預託者が不明である金額が100万円以上存在し、また、一つの室に対して二度敷金を預かっている事案があった。これらは、退去する際に入居者に返還されるか、市の債権（滞納の家賃、市が負担した修繕費用等）に充当されるはずの敷金が、処理されずに残り、引き継がれたものと思われる。適当な方策を立て、不明金を解消されたい。

(改善措置状況)

本件敷金について、預託者の調査を行ったが判明せず、また、いずれの敷金も返還請求がされないまま10年以上が経過している。そのため、改正前民法第167条により時効として取り扱うこととし、市営住宅の用途に充てるため、令和3年度歳入予算として、一般会計に繰り入れ、住宅管理費の財源として充当することを方針決定した（令和2年8月5日）。

その後、令和3年4月23日に歳入歳出外現金から一般会計に繰り入れた。

[指摘事項]

(3) 市場保証金について

市場保証金に、預託者のリストの合計額よりも、保有額の方が約3万円多い不整合が認められた。原因を調査し、不整合を解消されたい。

(改善措置状況)

預託金のリストに27,780円の記載漏れが判明した。

この27,780円を含めることで、リスト記載額と保有額が等しくなり不整合を解消した。

[指摘事項]

(4) 市税の剰余金について

市税の納税義務者から調定額以上の額が公金口座に直接振り込まれた場合に、調定額を超えた部分の金額を歳入歳出外現金として保管し、返金した事例があった。法律又は政令にこのような金銭を歳入歳出外現金として保管できる規定はなく、歳入歳出外現金として取り扱った事務処理は不適切であった。振り込まれた全額を市税として収納し、超過した金額は過誤納金として歳計現金から返金する方法が適当である。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

市税の納税義務者から調定額以上の額が公金口座に直接振り込まれた場合、調定額を超えた部分の金額を歳入歳出外現金として保管し、返金する取扱いを取りやめ、振り込まれた全額を市税として収納し、超過した金額は過誤納金として納税義務者に返金するように職員へ周知するとともに、令和3年6月に事務処理手順書を作成し、今後の再発防止を図ることとした。

[意見]

(1) 預金の振分けについて

地方自治法施行令第168条の5及び第168条の7第3項により、歳計現金と同様に歳入歳出外現金も、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされ、本市ではほとんどの項目の歳入歳出現金を普通預金で保管し、金額の変動の幅が小さいことから、市営住宅敷金と市場保証金の一部は定期預金で保管している。定期預金に充てた金額は、市営住宅敷金は令和元年11月末の保有額約2億4,370万円のうち、2億3,000万円で、市場保証金は保有額約4,530万円のうち、1,060万円である。市場保証金は、保有額に対する払出額の実績(平成29年度は合計約160万円、平成30年度は約140万円、令和元年度は11月末までで約50万円)から、定期預金に充てる金額を増やすことが可能と思われた。より有利な方法で保管するよう検討されたい。

(改善措置状況)

市場保証金については、43,916,762円(令和2年8月17日現在)のうち10,600,000円であった定期預金額

を、同日 22,000,000円に増額した。

市場保証金の払出しがコロナ禍の影響により増加することを懸念し、令和3年度は定期預金額を増額しないが、令和4年度は状況を見てさらに増額する予定である。

以上